

## 議案第18号

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年3月1日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(渋川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 渋川市職員の給与に関する条例(平成18年渋川市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年渋川市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の渋川市職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第30条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の渋川市

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び渋川市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第30条第4項から第6項まで又は第37条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
- イ 新給与条例第30条第2項に規定する特定幹部職員(次号イにおいて「特定幹部職員」という。) 107.5分の15
- ウ 渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
- イ 特定幹部職員 62.5分の10

- 3 令和3年12月に渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例(平成18年渋川市条例第46号)に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごと

に、それぞれ当該各号に定める割合」とあるのは「 $220分の15$ 」とする。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

澁川市職員の給与に関する条例及び澁川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する

条例（案）新旧対照表

澁川市職員の給与に関する条例（平成18年澁川市条例第48号）の一部改正

（第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第30条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6（略）</p>	<p>（期末手当） 第30条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（規則で定める職員（第33条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6（略）</p>

# 渋川市職員の給与に関する条例及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例（案）新旧対照表

渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号）の一部改正  
（第2条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与条例の適用除外等） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第17条第1項、第28条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第1項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第28条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等） 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第17条第1項、第28条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び渋川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年渋川市条例第31号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第1項中「医療職給料表（1）の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表（1）の適用を受ける職員、任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第28条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>